

広報

なみおくに

発行 南小国町役場 TEL 2-1111 印刷 白木印刷(株) TEL 62-1255

町の人口

6月末現在

総人口 5,710人

男 2,724人

女 2,986人

世帯数 1,360戸

No.141

夏の交通安全事故防止

死亡事故、ゼロ

1,000日突破、2,000日祈願

を目標にこゝ小国地域では夏の交通事故防止運動が展開されています。

主な事項は、

◎二輪車の事故防止

7月21日～27日

◎過労運転の防止

8月11日～17日

◎歩行者及び自転車利用者の事故防止

8月25日～31日

8月号/50

「牛バエ幼虫症と防除体制」

一、牛バエ幼虫症のあらまし

文献によれば牛バエの原産地は中央アジアといわれ今日では北半球にだけ分布し、南半球にはないといわれています。日本には北海道と青森県に以前外国からの輸入牛に発生しています。牛バエの成虫は体長十五ミリ内外のハエで晴天下に飛びまわり、空中で交尾し牛の足や腹の下に毛に（一本の毛に）一個づつ産卵し一匹のハエの牝で約一〇〇個位の産卵するといわれています。卵は約五日及至七日位で孵化し幼虫は牛の皮膚に穴をあけ牛の体内に侵入し、次第に牛の背髄周辺の脂肪組織に集まり、その部分の皮膚の呼吸のため小さな穴をあけて、脱皮しつつ、二令虫、三令虫となり、乳白色から黄色、黒色となり体長も約二十ミリ位になり、牛の皮膚の開いた穴から脱出（牛の体から出る）落下し、土中に浅く潜って蛹になり、約三十日から三十五日位で成虫のハエとなり、産卵活動をするといわれています。このように牛バエの生活史は約十ヶ月間牛の体内に寄生するものです。文献によると蛹は湿度一〇〇％では死亡し、また温度が二〇度前後が羽化しやすく、夏の高い温度や、雨の多い頃は生存条件に適しないとされ、又ハエは曇った日、気温の高い日や暗い場所では交尾産卵はされないといわれています。ハエは約五日

から六日間生きていて交尾産卵すれば死亡し、口が極端に退化して普通の地方の牛バエの様に吸血もできず、食べものは一切取らないといわれています。従って生存期間は数日です。

二、南小国町の牛バエ幼虫症発生状況

今回の牛バエ幼虫症発生の原因は昭和四十八年九月南小国町の一枚場に「アメリカ」から輸入した「ヘレフォード」種（肉用目的の繁殖牝牛）であり、四十九年六月に三十二頭中十二頭に発生しました。勿論法の定めによる十五日間の国の動物検疫所における検疫と三ヶ月間の県家畜保健衛生所による着地検疫もすべて終る「パス」

と防除体制

していますが、牛バエの幼虫が牛の体内に寄生しているため、外部から発見が困難のため、現地着後四十九年六月二十二日に初めて発見、防除、消毒に動め七月五日以後は発生しないため県、町とも牛バエ幼虫症は終わった。と安心致しました。しかし本年四月十日大谷地区に発生の通報により、確認されたものです。このため、大谷山地区を中心に附近の各牧場に放牧された家畜と検診の結果、黒川、大谷両地区に、一八〇頭の牛から七十二頭に発生を見ました。他の地区については幸に、発生を見ていません。このことは遠距離に飛ぶことが出来ない習性、障害物、地形を越えられないで飛能力がなかったことが他区域に発生しなかったのが幸でした。

三、牛バエ幼虫症による被害

牛バエの生活史（後掲示）は約十ヶ月の間牛の体内に寄生することから、（余りにも多数寄生している牛は被害があります）特に仔牛について他県（福岡、鹿児島、長崎、四国地方）に小国市場より売渡された仔牛に発生したため、四国地方と長崎県からの購買がなくなり（小国市場の牛は「テレビ」や関係県庁より購売中止の通達により）小国市場及び熊本県の福毛和牛の名声にも関係する一大事となりました。

四、牛バエの幼虫症の防除

牛バエの発育環は「幼虫」「蛹」「成虫」「卵」の四ツに区分され

「幼虫」は六月初旬から翌年の三月下旬頃迄牛の体内に寄生し、「蛹」は四月初旬から五月初旬頃牛の体内から脱出、土中に浅く潜り約三十日から三十五日で「羽比成虫」になり、晴天の日に空中で交尾し産卵、死亡するといわれています。「卵」は約五日から七日で孵れ幼虫になり牛の体内に寄生を繰返すのです。このため現在、発生地の大谷地区を中心に図表の通り防除を実施し万全を期しています。

五、牛バエ幼虫症対策と経過

昭和五十年四月十日発見と同時に県と共に検診を実施、移動牛調査と共に県、町、農協により防除を実施し議会に於ても牛バエ防除対策費は町長専決処分が認められることになり、その対策については「地震対策」と共に経済委員会附託になり、藤堂町長も、この二ツの問題が就任以来二ヶ月間最重大な件として、知事を始め、農林省及び郡選出三県議出身国會議員に陳情、別途知事、小国町長、南小国町長、県家畜衛生指導協会長により、各方面に早期衛生防除の万全措置を講じられるよう併せて輸入牛に対する防疫方法の改善について要望、陳情致しました結果、国県に施ても生産農家の不安を早急に解消するため積極的に援助されることになり、去る六月十二日県の各機関、畜連、小国町役場、

農協、南小国町長、農協長の合同会議により前記の消毒、防除と関係被害農家の仔牛の内販売計画の仔牛は他地区に移動する事は市場全体の暴落を来す恐れもあり、亦早く販売したいという要望にも答えるため、適正価格で農協が購入集団飼育し、各関係農家の不安解消の一助とし防除の徹底を図り一方県は移出しない態を整え責任ある通報により購売各条に牛バエ幼虫症の仔牛は小国市場に出場しない事を連絡する事に快諾しました。購売仔牛は旧家畜人工授精所の畜舎を改造一般の方々に不安を与えない設備により明年三月市場終了迄集団飼育することとし飼育しています。尚大谷地区の農家の生産牛（親牛）については県農家畜保健衛生所長の牛バエは本年七月以後十一月放牧期迄発生しない証明書が発行されています。集団飼育の牛については毎週消毒検診が保健所が中心になって実施され県畜産課も合同必死の様相です。牛バエ幼虫症について日本にこの症状について（日本に以前二例はあるけれどもないものと同様）診断出来る者がいなかった事と勿論国と県及び町に於ても職員一同知識は零であった事が最大の原因であり、本当に町内各畜産農家の方々に不安を与えました事を深くおわび申し上げますと共に今後の対策について万全を期しますので何卒よろしく御協力給ります

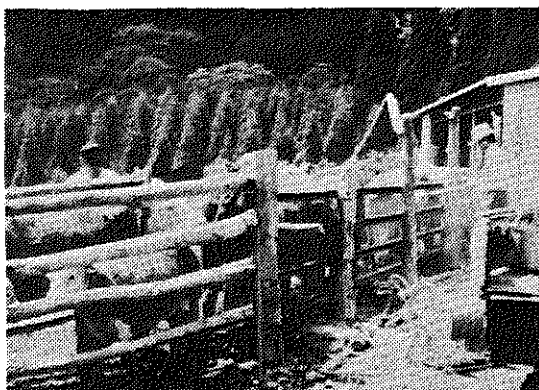
すようお願致します。

役場経済課長

付記

この問題が発生して以来考えて来た方針を要約すると次の通りである。

- ①比の最大の欠陥は、国の防疫態勢の不備であり、その意味では当地における第一発生源である権藤牧場も亦被害者である。
- ②昨年それが見付かったのに充分の手が打たれなかったのは、牛バエ幼虫症に対する知識の欠如からしめたものである。
- ③具体的対策を打ち出すに当り、



ヘレホード肉牛、しょう毒中

牛バエ幼虫症

国県の施策を要請すると共に町としても適切な手を打つことを緊急の課題として。従って一方で国県に對して要請すると共に、町として保健所、畜産課と相談室を具体化することにつとめた。

④町として比の完全撲滅に三年は最低かかると見通してその努力を傾けることにし一日も早く市場の安定を得る事が必須の

牛バエ幼虫症防除

発育環	幼虫			蛹	成虫	卵	幼虫						
	1令	2令	3令				1令						
月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
寄生場所	体内			地動		牛体下に産卵		牛体内					
防除 大谷里川 白川地区	この3地区は6、7月毎週1回防除、検診以外月2回 1、2、3、4月は畜舎内検診、消毒												
横野 山鳥川 斧隠	この3地区は6、7、8、9、10月毎月2回防除 1、2、3、4月検診												

要件であると考え七月から十二月迄の生まれた牛は感染した恐れはないがその牛も三月以降迄飼育して市場に出す場合危険性がある事が予想される比の事は別表で明らかである。

そこで集中飼育を開設し危険のある仔牛は市場に出さない方針で一括買上げを打ち出した。価格決定に当っては畜産課（県地方）畜連で一応の価格決定その後農協担当理事と接衝すること



- とにきめることにした。
- ⑤その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ⑥その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ⑦その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ⑧その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ⑨その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ⑩その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ⑪その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ⑫その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ⑬その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ⑭その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ⑮その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ⑯その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ⑰その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ⑱その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ⑲その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ⑳その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㉑その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㉒その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㉓その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㉔その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㉕その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㉖その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㉗その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㉘その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㉙その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㉚その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㉛その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㉜その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㉝その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㉞その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㉟その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㊱その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㊲その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㊳その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㊴その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㊵その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㊶その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㊷その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㊸その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㊹その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㊺その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㊻その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㊼その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㊽その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㊾その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。
 - ㊿その飼育管理の責任は農協が責任を持って当たり農協の担当者としてきめることにした。

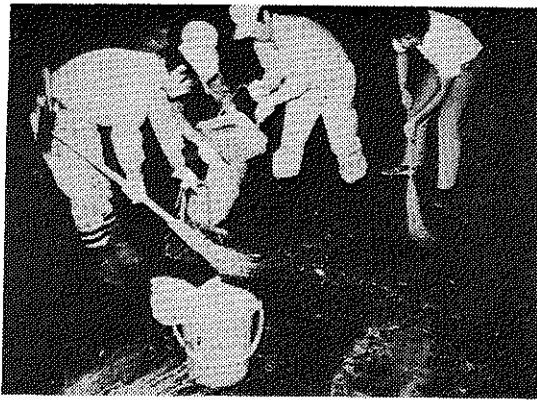
コガネ虫

異状発生について

瀬の本地区を中心に南小国町のほとんどの山林原野に、コガネ虫が異状発生した事は既に皆様方は御承知の事と存じます。

瀬の本地区の被害は特に激しく相当の被害を受けております。

現在発生している、コガネ虫はスデコガネ虫で七月二十三日に県の林業指導所の専門家に現地調査をしてもらった所では九州地方の造林地に発生する、スデコガネ虫は昔から、しばしば大発生してお



コガネ虫水蝕灯で誘殺作業

り年によって、数百haの面積に及んで被害を蒙ることがあるとの事です。

国有林について最近昭和二十八年と昭和三十年には阿蘇、久住山一带の原野に隣接している造林地について被害が出て営林局としては林業試験場と協力して薬剤散布、灯火誘殺法等によって駆除を実施した事があるとの事です。

九州地方に於ける、スデコガネ成虫の発生期間を普通六月上旬～九月下旬の間で、大半の発生を見る最盛期は、七月上旬～八月中旬迄であり造林地に於ける被害は、

主に成虫の発生最盛期に於ける林木の枝葉喰害で、喰害樹種は、スギ、ヒノキ、マツ、カラマツ等の針葉樹が主で、喰害された林木は成長を著しく阻害され、又は枯死するものもあり、林地で喰害した成虫は、周辺の草生地(原野又は原野状)の土中に潜って産卵し、孵化した幼虫は、禾本科植物、ワラビ等の根を喰して、5cmから30cm位の土壌内で

二ケ年間生活し翌々年の夏に成虫となって、土中より飛び出し、羽化直後の成虫は一時草生地帯のワラビの葉を喰べ、その後林地に飛来して造林木の枝葉を喰害しているそうです。

スデコガネの生活史から考へると、一年置き成虫発生ですが、生活史に各個体の重複がある為、連年相当数の発生を見るが大発生のピークは一年置き傾向があるそうです。本年瀬の本地区が其の大発生の年になっているようです。本年役場で瀬の本地区で水銀燈に特製のビニール袋をつり誘殺した、コガネ虫は多い時は一夜に、ドラムカン十本、牛乳ビンに虫を入れ数を調べました所、二〇〇〇の牛乳ビンには一五〇匹から一六〇匹の虫があり、ドラムカン一本(二〇〇ℓ)で十五万匹から十六万匹になりますので今まで一日平均ドラムカン六本から七本取っており、今まで、ざっと一千八百万匹から二千万匹ほどを誘殺した結果になります。この外、山林の粉末薬剤撒布もしました。県にも被害状況を報告しました所、出来るだけの補助は考へる又、取りあえず被害地の休猟区にキジ百羽を放鳥して頂く事になりました。

新農業委員が

誕生しました

七月十五日の選挙に於て次の方々が農業委員に当選されました。

(敬称略)

安道嘉祝	石橋秀夫	橋本徳一
高橋教秋	秋吉金徳	井野哲男
佐藤土夫	佐藤義次	佐藤次夫
北里正利		

さらに、町議会推薦の学識経験者に藤堂真人氏が、農協理事代表に宗像良造氏が、それぞれ推薦され農業委員となられました。

尚、七月二十九日の農業委員会初会に於て、新役員は左の通り決定しました。

会長	藤堂真人
副会長	北里正利
県農業委員	石橋秀夫
町有入会林野評価委員	
農業委員会代表	宗像良造

以上

今年度初盆をお迎えになる方々

S49年6月～59年7月6日迄

住 所	死 亡 者	死 年 月 日	世 帯 名	住 所	死 亡 者	死 年 月 日	世 帯 名
和 田	麻 生 義 房	S47 6/26	麻 生 久	杉田下	北 里 松 夫	S50 1/30	北 里 敏 明
落 見	下 城 千 壽	7/25	下 城 春 己	矢津田下	室 原 幸 夫	2/5	室 原 ム ツ
荒 倉	斉 藤 幸 人	8/10	斉 藤 壽満子	志津中	北 里 タツキ	2/10	北 里 純 一
矢津田	川 津 ツ チ	8/28	川 津 閑	矢津田上	下 城 アタイ	2/11	下 城 左 弼
黒 川	井 ヒサヨ	8/29	井 務	中杉田	杉 谷 ハ ル	2/20	杉 谷 又 男
〃	井 順 一	9/3	井 モトエ	赤馬場	松 崎 才 喜	2/22	松 崎 ハルコ
〃	宇都宮 栄	9/10	山 口 としえ	爪 上	河 津 一 三	3/2	河 津 勝 弘
松の下	甲 斐 ト ラ	9/17	秋 吉 金 夫	樋の口	武 田 ツ ギ	3/6	武 田 重 則
志 津	太 田 元 夫	9/18	太 田 哲 男	志津下	北 里 久 平	4/5	堀 真 次
坂の下	本 田 善 政	9/27	本 田 力 子	滝 下	穴 井 アサノ	4/10	穴 井 光 治
志津下	二 宮 ケサエ	10/7	二 宮 昭 伍	杉田上	佐 藤 イ エ	4/20	佐 藤 義 己
千光寺	吉 良 亘	10/26	吉 良 保	小 田	佐 藤 キサ子	5/18	佐 藤 忠 袈
瓜 上	河 津 今朝雄	11/10	下 城 ヤ ス	新 町	鞭 馬 重 雄	5/23	鞭 馬 鉄 雄
千光寺	坂 田 勇	11/17	坂 田 久 子	和 田	麻 生 サカエ	6/3	麻 生 久
杉 田	北 里 ケサ子	11/28	北 里 浅 虎	小 田	佐 藤 仁	6/10	佐 藤 忠 袈
田の原	清 高 政 義	12/2	清 高 キヨモ	黒 原	長谷部 貞 夫	6/14	長谷部 幸 則
落 見	渡 辺 貢	12/23	渡 辺 友 喜	中杉田	鞭 馬 初 江	6/24	鞭 馬 春 一
永 山	高 村 スヰエ	S50 1/8	高 村 栄	樋の口	武 田 道 広	7/5	武 田 秀 雄
波居原	斉 藤 久 彦	〃	斉 藤 ナツエ	古 賀	村 上 タツモ	7/6	村 上 芳 己
樋の口	武 田 トモエ	7/14	武 田 己 鶴				
立 岩	児 玉 義 一	1/19	児 玉 幹 夫				
〃	児 玉 マサエ	1/23	〃				
千光寺	吉 良 ナ ミ	1/24	吉 良 保				

去る七月二十一日、二十三日の両日、一の宮中、阿蘇中、阿蘇北中学校など六会場において各種の競技が競走された、本町では剣道の団体優勝を始めとする各種目に渡り好成績を獲得しました。

成績は次の通り

(団体戦)

◎剣道一位南小国(宇野)(井野)(河津)(北里)(北)

◎ソフトボール女子二位

(北里)(河津(美))(秋吉)

(鶴田(利))(橋本)(井)

(石橋)(鶴田(す))(梅木)

(麻生)(河津(蘭))

(個人戦)

◎庭球男子一位下城、和田(南小国)

女子二位佐藤 二の宮(南小国)



阿蘇郡 夏季中体連大会開かる

南小国

◎卓球男子二位坂本

(南小国)

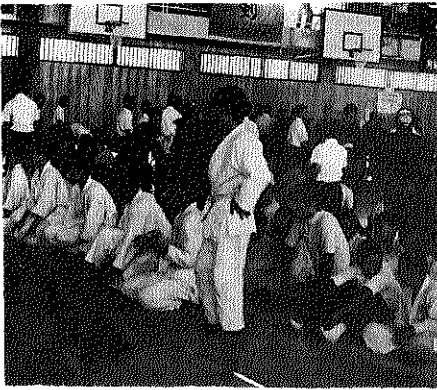
◎柔道(代表二年以下部)二位 堀

川(南小国)

◎剣道三年の部

一位北(南小国)

以上、上位入賞の方々は、県中体連に出場される訳であり、今後とも一層の御努力と、御奮闘をよろしくお願い致します。



試験林、下刈する林研ク

杉の品種別比較

試験林にいどむ

一昨年四月、県、普及所、役場森林組合、林業青年クラブの四者共催による、杉の品種別試験林が造成され、今年で一年目を迎えたこの小国地に最も適した品種を選び出し、又改良して、今後も小国杉の美林に一段と各種生産種目に適合した品種、大径木、間伐用シボ丸太等、特種材生産を目標に諸先輩が残された数々の記録を基礎に、一般住民の方達と力を一つにし目標達成に努力している。

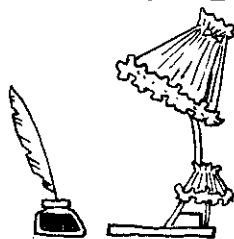
ご寄付お礼

田の原在住、佐藤ハスエ殿には国民年金受給を記念して、図書費として壹万円をご寄付いただきました。このご芳志を広く御紹介申し上げます。

昭和五十年七月一日

黒川小学校長 大格 進

一口メモ



お塩のこんな使い方

◎魚やニンニクなどの匂が手についたとき、塩でよくもんで洗うと良く落ちます。

◎ゆで卵は塩水でゆで、から、水でひやすと、皮がむきやすくカラにひびが入ったときでも白身が流れません。

国民年金便り

日本に住む日本人は、二十歳になれば、国民年金の被保険者になることに、法律で定められています。

あなたが、まだなら、いまずぐ加入の手続きをしましょう。

年金は遠い未来を守るだけではありません。加入して一年たった後は、交通事故、病気、天災などで、思わぬ重慶障害を受けると治るまで「障害年金」が支給されます。

また、働く父を亡くした家庭には「母子年金」が、さらに夫妻が早死にすれば、お子さんに「遺児年金」が支給されます。

そして、あなたが六十五歳になれば「老齢年金」をさし上げて、老後をゆたかに守りするので、この国民年金は、欧米なみにした物価スライド制を採用していますから、移りかわる物価に年金額が年々運動します。

保険料は、月に千五百円（昭和五十一年四月からは千四百円）ですが、ほかに月四百円の付加保険料を納めると、多い老齢年金が受けられます。加入届の早いおそいが、あなたの一生の幸不幸のわかれ道です。

あなたは、役場住民課に出向いて、加入の届書に必要事項を書き込み印を押して提出してください。

い。ただ、次の年金へ加入している人は、国民年金へ入る必要はありません。

- ◎ 厚生年金
- ◎ 船員保険
- ◎ 国家公務員、地方公務員
- ◎ 公共企業体職員
- ◎ 私立学校教職員
- ◎ 農林漁業団体職員
- ◎ その他各共済組合の既加入者

◎ 国民年金制度が改正されました

国民年金は、年々、内容が改善されていますが、今年もさきごろの国会で改正案が成立して次のように充実した内容となりました。福祉年金は、本年十月から表(1)のとおり、大幅に引きあげられます。拠出年金は、消費者物価の変動に応じて、本年九月から表(2)のように引き上げられます。

なお下記のうち五年々金は十分から更に十五万六千円（月額一万三千円）に引き上げられます。

また、保険料の納付期間が短かった方には、六十九歳まで拠出の老齢年金をまた七十歳から先は老齢福祉年金を支給することにして「有期年金」の制度は廃止されて七十歳以後も拠出の老齢年金（最低保障額十四万四千円）を支給することになりました。

さらに保険料の額は、現在の千五百円が、昭和五十一年四月から千四百円に改正されます。

表1 福祉年金の増額（50年10月から）

種 別	改 正 前	改 正 後
老齢福祉年金	90,000円（月額7,500円）	144,000円（月額12,000円）
障 害 福祉年金	1級 135,600円（月額11,300円）	216,000円（月額18,000円）
	2級 90,000円（月額7,500円）	144,000円（月額12,000円）
母子福祉年金 準母子福祉年金	117,600円（月額9,800円）	187,200円（月額15,600円）
老齢特別給付金	66,000円（月額5,500円）	108,000円（月額9,000円）

表2 拠出年金の増額（50年9月から）

年金種別等	改 正 前	改 正 後
老 齢 年 金	高齢者 10年年金 174,051円（月額14,512.5円）	212,250円（月額17,687.5円）
	5年 111,456円（月額3,288円）	135,840円（月額11,320円）
	一般（25年年金） 278,640円（月額23,220円）	339,600円（月額28,300円）
	一般と付加年金（25年年金） 338,640円（月額28,220円）	399,600円（月額33,300円）
	障害年金 1級 348,300円（月額29,025円）	424,500円（月額35,375円）
障 害 年 金	2級 278,640円（月額23,220円）	339,600円（月額28,300円）
	母子、準母子、遺児、年金 1人 278,640円（月額23,220円）	339,600円（月額28,300円）
	2人 288,240円（月額24,020円）	349,200円（月額29,100円）
有期年金の最低保障額	90,000円（月額7,500円）	144,000円（月額12,000円）



平野康則

市原音頭作詞作曲

最優秀賞

「市原音頭」

一、春は秋葉につつじの花が
パツとパツと咲きや心もなごむ

※ここは市原 ここは市原
ほんに住みよい里の町

二、夏は祇園の太鼓に踊り
ソーレソーレ山笠ゆるる

※ここは市原 ここは市原
ほんに住みよい里の町

三、秋の山々紅葉に染まり
たれる黄金の稲穂がゆるる

※ここは市原 ここは市原
ほんに住みよい里の町

四、冬の街角凍てつく夜は
久重おろしの粉雪がまう

※ここは市原 ここは市原

ほんに住みよい里の町

五、可愛いある娘はこの町育ち
恋もしました市原男児に
（※）以下同じ

「市原音頭」

高村 辰男作詞
黒田孔太郎作曲

一、ハハー

花は秋葉の つつじの花よ
老いも若きも おそろやないか
市原よいとこ花の町
「ソーレシャンシャンシャン
とおどれ
市原よいとこ花の町」

二、ハハー

祭りや祇園の 山笠さまよ
笛や太鼓で 町中ねれば
獅子も舞う舞う 市も立つ
「以下繰返し」

三、ハハー

神は二川 心の里よ
清き流れに 稲穂が実り
町は人情の 花が咲き
「以下繰返し」

七月七日商工会青年部夜市の会
場にて先ごろ応募しておりました
市原音頭の発表会を行い次の方々
の曲と詞が入選しました。

最優秀賞

平野康則さん作詞作曲

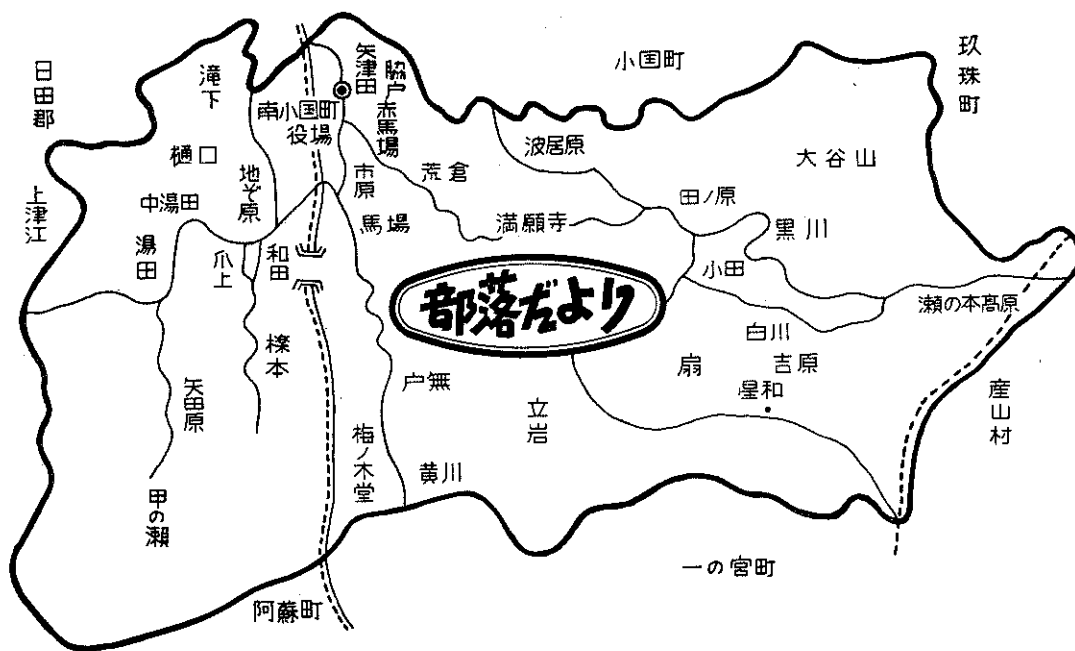
優秀賞

高村辰男さん作詞
黒田孔太郎さん作曲

台風に備えて

緊急連絡名簿 (S. 50.4.1現在)

番号	職名	氏名	電話	有線	番号	職名	氏名	電話	有線
1	南小国町長	藤堂 真人	2-0320	51~7	11	第2 副分団長	河津 友善	2-0138	42~7
2	議会議長	河津 検	2-0762	42~15	12	第3 分団長	二宮 昭伍		84~8
3	収入役	北里 富生	2-0557	112~16	13	" 副分団長	北里 公生	4-0659	116~8
4	教育長	北里 鐸郎	2-0898	47~5	14	" 副分団長	井 高義	2-0931	66~5
5	総務課長	高瀬 昌弘	2-0365	100~1	15	機動分団長	清高 初美	2-411	101~1
6	消防団長	河津 検	2-0762	42~15	16	" 部長	吉田 真市		1.1~5
7	副団長	北里 敏明	2-0888	112~8	17	市原駐在所	平島 司	2-1110	109~12
8	第1 分団長	橋本 孝也		89~3	18	満願寺駐在所	小田 留造	2-0110	80~5
9	" 副分団長	穴井 守	2-0895	111~1	19	黒川駐在所	成松 誠士	4-0110	115~13
10	第2 分団長	河津 三善	2-0765	42~6	20	県阿蘇事務所	TEL 2-1111 (行政熊 621~1122)	県防災 消防課 (行政熊 66~1111 51~2255)	TEL 66~1111 (行政熊 51~2255)



各職域団体役員は次の通りです。

農協関係

組合長

宅野正之 脇戸

農協理事

井 益夫 白川

"

高村 透 陣内

"

高村 秀幸 志津

"

佐藤満春 扇

"

下城信朝 落見

"

黒川久人 午草

"

河津保雄 千光寺

"

宗像良造 地蔵原

"

河津順造 湯田下

"

下城信吾 湯田

"

中村次男 上津

"

鞭馬盛雄 和田

監事

"

河津計助 湯田下

"

武田重則 樋口

"

室原淳志 本町

"

井 由幸 白川

"

井 時雄 小原

"

宅野勝尚 腐戸

"

加賀袈裟男 竹之熊

"

後藤昭雄 志津

"

黒川才吉 梅之木堂

"

日隈歳一 們ノ本

"

中島智加 喜原

"

井 今朝人 吉原

商工関係

松崎陽三 下町

商工会長

河津啓美 爪上

副会長

北里智治 黒川